



こんにちは
市民課です

意外と知らない
窓口や利用時間などを
ご紹介します

■神守支所

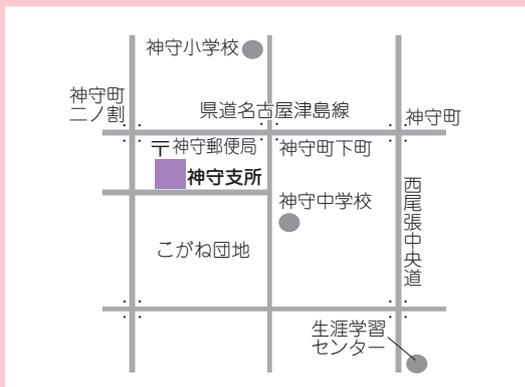
取扱日時

月～金曜日（祝日・振替休日は除く）
午前8時30分～午後5時15分

実施業務

- ・住民異動および戸籍届出の手続き
- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄・抄本（戸籍全部・個人事項証明書）等の交付
- ・印鑑登録証明書の交付（印鑑登録証が必要）
- ・印鑑登録の申請

注意事項 住民異動および戸籍届出手続きについては、詳しくはお問い合わせください。また、通知カードや個人番号カード等の記載事項変更はできません。



戸籍の届出は24時間
365日取り扱います

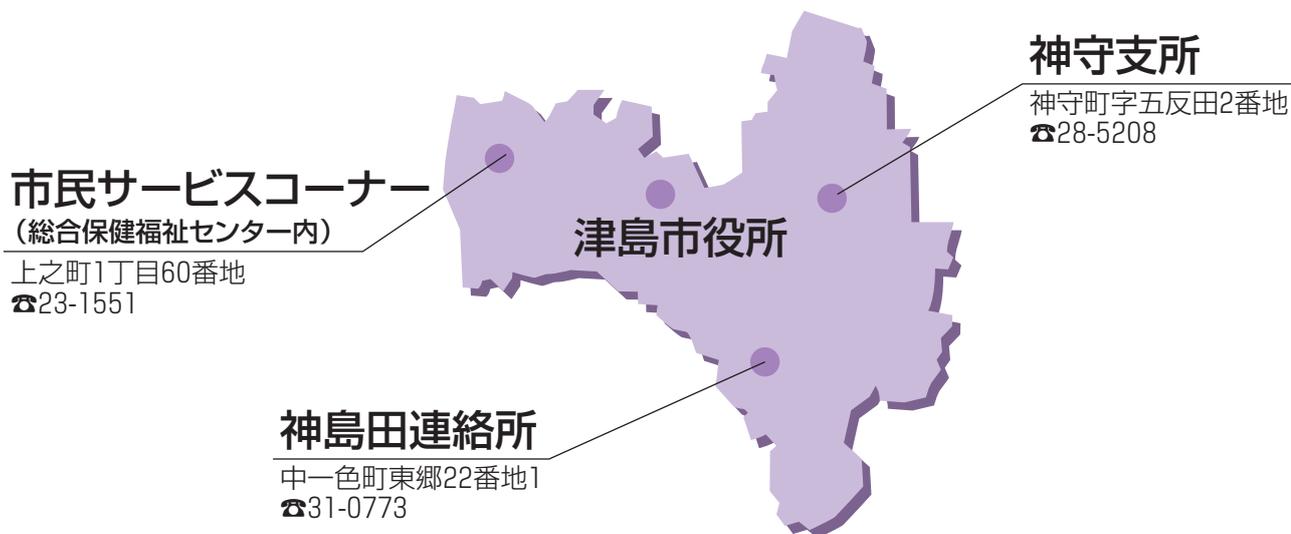
出生・死亡・婚姻・離婚などの戸籍の届出は、市役所と神守支所で取り扱っていますが、市役所が閉庁している場合でも、市役所宿直室で取り扱います。ただし、記載内容に不備がある場合は、後日、確認の電話を入れたり来庁していただきますので、できるだけ平日の時間内にお届けください。また、出生届や死亡届などは届出の期間が決まっていますのでご注意ください。

ご存知ですか？
戸籍と住民票の豆知識①

①住所地と本籍地について

住所地は住民票があるところですが、本籍地は戸籍があるところになります。住所地と本籍地は必ずしも一致している必要はなく、住民票の写しや印鑑証明は住民票のある市区町村で取得できますが、戸籍謄・抄本、戸籍の附票等の戸籍の証明は本籍地でしか取得できません。

市役所以外の窓口でも、証明書取得等ができます。



■市民サービスコーナー (総合保健福祉センター内2階)

取扱日時

月～金曜日(祝日・振替休日は除く)
午前8時30分～午後5時15分

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要)

注意事項 転入・転出・転居等の住民異動届、広域交付住民票の交付、印鑑登録の申請等はできません。



■神島田連絡所

土日
対応可

交付時間

午前8時30分～午後5時15分
(祝日・振替休日は除く)

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要)

注意事項 戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付、転入・転出・転居等の住民異動届、広域交付住民票の交付、印鑑登録の申請等はできません。

その他 月～金曜日の開館日(市役所が閉庁の場合を除く)については、戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付も行っていますのでご利用ください。



水曜日の窓口業務の延長について

(祝日・振替休日は除く)

場所 市役所市民課窓口
延長時間 午後5時15分～7時
 (マイナンバーカードの交付は午後6時30分まで可能です)

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)等の交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要です)
- ・印鑑登録の申請
- ・自動車臨時運行許可証の交付
- ・通知カードに関する手続き
- ・マイナンバーカードの交付

注意事項 転入・転出・転居等の住民票移動届、広域交付住民票の交付等はできません。



住民票の写し等の郵送請求について

遠方にお住まいの場合など、来庁による住民票の写し等の請求が困難である場合、郵送での住民票の写しや戸籍謄本などの請求ができます。

請求するには、必要書類等をご用意いただき、津島市役所市民課へご郵送ください。ただし、郵送のため多少のお時間をいただくこと、返送先は現住所地に限らせていただくことなどをご了承ください。

必要書類等

- ・請求書(ホームページからもダウンロードできます)
- ・申請書には必ず、昼間でも連絡の取れる電話番号を記載してください。
- ・返信用封筒(切手を貼付してあるもの)
- ・必要金額分の定額小為替
- ・本人確認書類の写し

郵送先

〒496-8686(住所不要)
 津島市役所 市民課 宛て

住民票の写しの電話予約ができます

市民課窓口の業務時間中に、市役所や神守支所、市民サービスコーナーにお越しになれない方のために、住民票の写しの電話予約をお受けしています。

予約できる住民票の写し

- ・本人または同一世帯に属する方の住民票の写し

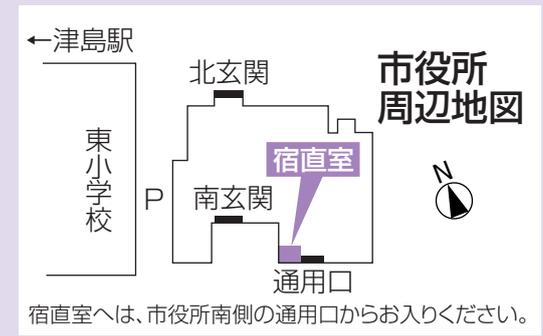
予約受付

月～金曜日(祝日・振替休日は除く)の午前8時30分～午後5時

交付時間

- ・月～金曜日(水曜日は除く)
午後5時15分～9時
- ・水曜日 午後7時～9時
- ・土曜日、日曜日、祝日
午前8時30分～午後9時

交付場所 市役所宿直室



代理人による住民票の写し等の交付申請について

代理人による各種証明書等の交付申請には、依頼者の委任状等が必要になりますのでご注意ください。

必要書類等

- ・住民票の写しの交付
同一世帯以外の方の取得は、委任状が必要です。また、本籍・続柄の記載や世帯全員の住民票の写しの交付には、依頼者の本人確認書類（公的機関が発行したもの。コピー可）も合わせて必要です。申請書に依頼者の住所、氏名が正しく記載されないと交付されません。
- ・戸籍謄・抄本（戸籍全部・個人事項証明書）等の交付
委任状が必要です。申請書に本籍地・筆頭者氏名が正しく記載されないと交付されません。
- ・印鑑登録の申請
委任状、代理人印鑑、登録印鑑が必要です。印鑑登録証は即日交付されません。
- ・印鑑登録証明書の交付
印鑑登録証が必要です。申請書に依頼者の住所、氏名、生年月日が正しく記載されないと交付されません。

ご存知ですか？戸籍と住民票の豆知識②

②再婚禁止期間について

以前は離婚や結婚の取消から6カ月を経過していない婚姻届は受理しない取り扱いでしたが、平成27年12月16日に最高裁の判決が下り、離婚や結婚の取消から100日を経過している女性を妻とする婚姻届は受理できることになりました。

問合せ

- ・住民票・マイナンバーに関すること
市民課市民戸籍G
内線2114・2115
- ・戸籍に関すること
市民課市民戸籍G
内線2112・2113



津島市巡回バスへの広告募集

津島市巡回バス（ふれあいバス）の車体および車内広告を募集します。

募集期間 随時

申込

車体広告

掲載日を下記担当課までご相談の上、津島市巡回バス車体広告掲載要領様式第1号にて、申し込みください。

車内広告

掲載日を下記担当課までご相談の上、津島市広告掲載要綱様式第1号に、広告を添付して申し込みください。
※広告掲載にあたっては車体広告・車内広告共に「津島市広告掲載要綱」に基づく審査があります。

その他

広告募集の詳細および申込の様式については、市ホームページ（トップページのピックアップコンテンツ）をご覧ください。

問合せ 企画政策課行政経営G 内線2332

掲載場所	規格	広告料金月額(税込)	枠数
車両全面ラッピング	前面部・天井部・ガラス部を除く車両側面および車両後部	54,000円	1
車両右面ラッピング	縦950mm×横2,300mm	30,240円	1
車両左面ラッピング	縦950mm×横1,350mm	17,820円	1
車両後部ラッピング	縦320mm×横1,360mm	5,940円	1
車内窓上部広告枠	日本工業規格B3版(縦364mm×横515mm)	2,160円	10

※車両全面ラッピングの申し込みと他の車両広告の申し込みが重なった場合は、車両全面ラッピングの申し込みを優先します。

